

さいたまマッチングファンド一般助成事業に関するQ&A

(目次)

- 1 対象となる事業について …P1
- 2 対象となる団体について …P1～2
- 3 対象となる経費について …P2～4
- 4 応募申請資料について …P5～6
- 5 事業の審査について …P6～7
- 6 事業の実施について …P8
- 7 実績報告資料について …P9
- 8 助成終了後について …P9

1 対象となる事業について		
項番	質問	回答
1	これまで、団体の自主事業として実施してきた事業は、対象ですか？	対象です。 ただし、助成の審査を行うさいたま市市民活動委員会においては、これまで団体の自主事業であったものを協働事業とする理由や協働により見込まれる成果・効果等について質疑が見込まれますので、これらの点について団体内で必ず御検討ください。
2	現在、地域の高齢者を対象に、健康啓発を行う活動をしています。地域の高齢者の健康がより効果的に増進されることを目的に、団体会員を対象に、専門的な知識習得のための研修受講をする等の事業は対象ですか？	対象外です。 特定の方を、事業の対象とすることはできません。広く市民の方を対象とする事業を検討してください。
3	翌年度以降も継続して行う事業でも対象ですか？	対象です。 5年間で2回までは助成を受けることが可能なので、2年に亘る計画事業でも対象となります。ただし、年度ごとに申請し、審査が必要となります。また、資金的な自立も期待していますので、将来的に自主事業として実施できるよう計画してください。
4	現在、市の他の助成を受けています。今後も助成の見込みがあり、助成金を利用して特定の事業を実施する予定です。この特定の事業とは内容が異なる新規事業を、マッチングファンド制度に申請したいと考えていますが、対象ですか？	対象です。 申請するマッチングファンド事業について、申請時点において他からの補助や助成を受けていなければ対象となります。なお、申請後他の補助や助成が決定した場合は、決定した時点で辞退していただくこととなります。
2 対象となる団体について		
項番	質問	回答
5	NPO法人でない場合は、対象外ですか？	対象です。 法人格の有無は問いません。対象となる団体の条件については募集要項を御覧ください。
6	事業は市内で行いますが、団体の事務所は市外にあります。対象ですか？	対象です。 団体の所在地が市外であっても、さいたま市内で概ね1年以上活動していれば対象となります。

	市内で任意団体として数年間活動していましたが、最近NPOの法人格を得ました。NPO法人としてマッチングファンド事業の応募を検討していますが、対象条件となる市内での活動実績の期間として、任意団体での活動期間を計上することはできますか？	計上できます。 ただし、任意団体から継続する団体であることを確認します。
3 対象となる経費について		
項番	質問	回答
8	【収入】 事業を実施するうえで、助成金の他に収入を得ることは可能ですか？	可能です。 事業収入、協賛金などを自己資金として収支計画を作成してください。ただし、助成事業で得た収入はすべて助成事業の支出として活用してください。
9	【支出】 助成対象経費、助成金充当経費ならびに自己資金充当経費とは何ですか？	以下のとおりです。 ①助成対象経費（以下対象経費）…事業に直接必要な経費として認められるものです。 ②助成金充当経費…対象経費のうち、助成金限度額以内のものです。 ③自己資金充当経費…助成事業以外にも活用できるものなどに掛かる経費や事務局スタッフの件数費、対象経費のうち助成金限度額（団体の自己資金×3倍+労力換算額）を上回る経費です。
10	【支出】 応募書類の郵送費や、事業開始前に開催する事業説明会に出席するための旅費交通費、実績報告書の印刷代等、本事業の応募等の事務手続きに係る経費は、助成対象ですか？	対象外です。 事業実施のために直接必要な経費ではないため、対象経費となりません。 助成の対象となるのは、事業の目的を達成するために直接要する経費です。
11	【支出・旅費】 交通費で認められる交通手段はどのようなものですか？	以下のとおりです。 (○対象経費) ・電車、バス等の公共交通機関の 実費分 。 原則最も安価な経路の料金が対象となります。 (×対象外経費) ・車のガソリン代 ・タクシー料金等
12	【支出・旅費】 無報酬で事業に参加する市民について、旅費を支払いたいのですが、助成対象ですか？	対象です。 ただし、無報酬で事業に参加する市民については、謝金の支払いはできませんので御注意ください（No. 20/21参照）。
13	【支出・通信運搬費】 どのようなものが対象ですか？	郵送料金です。
14	【支出・通信運搬費】 切手代は助成対象ですか？	対象です。 発送に利用した分のみが対象となります。もし、購入した切手枚数より、実際に利用した枚数が少なかった場合は、差額分を助成金から差し引きます。

15	<p>【支出・消耗品費】 どのようなものが対象ですか？</p>	<p>以下のとおりです。 イベント等の催事で使用する、事業実施期間または一度の使用によって費消される単価が3,000円以下の物品が対象です。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントで配布する参加者アンケート等の用紙代 ・イベント会場で使用する消毒液（新型コロナウイルス感染症対策） ・会場設置のために使用する養生テープ代 等
16	<p>【支出・消耗品費】 イベントで使用するため、いすを購入する予定です。高価なものではなく、1,000円と安価なものを購入しますが、消耗品費として助成対象ですか？</p>	<p>対象となります。 単価が3,000円以下の物品購入については、事業実施期間または一度の使用によって費消されるものとして消耗品扱いとなり、助成の対象です。</p> <p>なお、消耗品と備品の取り扱いは以下のとおりです。</p> <p>(消耗品・備品の取り扱い)</p> <p>①消耗品…対象経費。事業実施期間または一度の使用によって費消される、単価が3,000円以下の物品（例：紙、養生テープ、消毒液等）。 なお、単価が3,000円以上の物品は、購入前に事前に相談いただければ、社会通念上の耐用年数や使用用途等を踏まえたうえで、助成対象か助成対象外（備品）かを判断いたします。</p> <p>②備品…自己資金充当経費（助成対象外）。社会通念上、一定の期間使用し続けることが可能であり、事業実施後もその価値をとどめて使用できる物品（例：いす、テーブル、のぼり棒、テント等）。</p>
17	<p>【支出・消耗品費】 外でテントを利用したイベントを実施する予定です。強風対策として、重りが必要ですが、備品のため助成の対象外です。そこで、2リットルペットボトルを購入して、重りの代わりに使用する予定ですが、消耗品費として計上することはできますか？</p>	<p>計上できません。 飲食物の購入費用は対象経費、自己資金充当経費ともに対象外です。 正規の重りを購入して、備品として自己資金充当経費として計上してください。</p>
18	<p>【支出・消耗品費】 食糧費は助成対象外とのことですが、講師へのお茶などの経費は助成対象ですか？</p>	<p>対象外です。</p>
19	<p>【支出・印刷製本費】 どのようなものが対象ですか？</p>	<p>以下のとおりです。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業周知のためのチラシ・ポスター代 ・事業で使用する横断幕・のぼり代（のぼり棒は備品のため対象外です） ・事業で参加者に配布するための資料印刷代 等

20	<p>【支出・謝金】 どのようなものが対象ですか？</p>	<p>以下のとおりです。 役務の提供等に対する謝礼又は報償的意味の経費です。</p> <p>(対象経費) ・講師への謝金 ・有償ボランティアへの謝金 (※無償の労力換算対象外) 等</p>
21	<p>【支出・謝金】 団体内部のスタッフが講師を務めた場合、謝金は助成対象ですか？</p>	<p>対象外です。 本マッチングファンド制度において、団体内部のスタッフに支払われる金銭・物品は、一律して人件費とみなしています。そのため、謝礼的な性格を持つ金銭・物品であっても対象経費ではありませんので、事業収支計算書には自己資金充当経費として計上してください。 なお、労力が無償で提供された場合は、無償の労力換算額として計上してください。</p>
22	<p>【支出・謝金】 有償ボランティアに謝礼として図書カードを配布しようと思っておりますが、助成対象ですか？</p>	<p>対象です。</p>
23	<p>【支出・保険料】 事業実施にあたって保険に加入しようと思っておりますが、保証すべき項目等、基準はありますか？</p>	<p>ありません。 事業内容に沿った保証内容を、担当課等と御相談ください。</p>
24	<p>【支出・保険料】 対面で実施するイベント等の事業は、保険加入が必須ですか？</p>	<p>加入することが望ましいです。 マッチングファンド事業は団体の自主事業ではなく、市の所管課と協働で実施するものです。必ず所管課と御相談のうえ、加入の判断をしてください。</p>
25	<p>【支出・その他】 会場の賃借料は助成対象ですか？</p>	<p>対象です。 なお、会場については可能な限り市の公共施設を利用してください。</p>
26	<p>【支出・その他】 相手方への支払いについて銀行振込を指定されました。銀行振込における手数料は助成対象ですか？</p>	<p>対象です。 なお、支払い方法の指定がない場合は、手数料のかからない方法で支払ってください。</p>
27	<p>【支出・その他】 駐車場料金は助成対象ですか？</p>	<p>原則、対象外です。</p>
28	<p>【支出・その他】 オンライン会議サーバーのレンタル年額料等は助成対象ですか？</p>	<p>対象外です。 年額レンタルの場合、助成事業以外でも活用ができるため対象となりません。 ただし、経費の一部は、自己資金充当経費として計上することが可能です。</p>
29	<p>【支出・その他】 事務所家賃や職員の人件費等、事業費以外は助成対象ですか？</p>	<p>対象外です。 助成の対象となるのは、事業の目的達成のために直接必要な経費です。 事務所家賃や団体スタッフの給与等、団体の運営に係る経費は対象となりません。 なお、事務局員人件費については、マッチングファンド事業のために支払われたことが分かるものであれば、自己資金充当経費として計上することが可能です。</p>

4 応募申請資料について		
項番	質問	回答
30	<p>■【事業計画書】*事業の概要協働する担当課は必要ですか？</p>	<p>必要です。 パートナーとなる担当課がいないと助成を受けることはできません。 また、パートナーとなる担当課と信頼関係を構築することが重要ですので、申請前に事業内容を担当課へ御相談いただくことを推奨しています。</p>
31	<p>■【事業計画書】5 市との協働に期待すること 市に協力、支援、実現してほしいことについて、どういったことが想定されますか？</p>	<p>以下のとおりです。 事業内容、協働相手となる担当課によって異なりますので、担当課へ御相談いただくことを推奨しています。 過年度事業の事業計画書については、市HPの各年度の事業紹介ページに掲載しておりますので、御確認ください。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市が持つ人的な（ノウハウ等）資源による協力・支援 ・公平公正な視点による事業への提案・サポート ・イベントスタッフとしての人的な運営協力 ■市が持つ施設などの資源による協力・支援 ・公共施設の優先予約 ■市が持つ発信力・情報（提供）の資源による協力・支援 ・市報・webサイトによる周知 ・公共施設でのチラシ配布 ・市SNSでの拡散 ■その他 ・市以外の主体（学校・事業者等）との連携支援
32	<p>■【事業計画書】5 市との協働に期待すること 項目が4つありますが、すべて埋める必要がありますか？</p>	<p>ありません。 希望するものに限り記載してください。</p>
33	<p>■【事業計画書】6 助成終了後の事業展開 1回で終了する事業のため、助成終了後の事業展開はありません。記載しなくてよいですか？</p>	<p>記載することを推奨します。 事業採択の審査にあたっては、”発展性”を1つの基準として審査します。事業の展開、自立事業への見込み等を検討いただくことで、採択の可能性を高めることができます。 また、計画書に記載した目的が、単年度の取組で達成されるものかどうか、十分な検討をしてください。</p>

34	<p>■【無報酬で事業に参加する市民の誓約シート】 労力換算額が1人1時間あたり500円とありますが、団体が助成金の中から無償のスタッフに1人1時間あたり500円を支払うことができるということですか？</p>	<p>支払うことはできません。 助成金限度額を引き上げるための計算に使用する金額です。 事業に対して市民の皆さんが無償で労力を提供した場合、1人1時間あたり500円として労力換算した金額を、自己資金の3倍の額に上乗せして、助成金限度額を増額させることができます。</p> <p>(例) ①団体自己資金50,000円の場合 →50,000円×3倍=150,000円を上限として助成金の申請が可能 →総額200,000円の事業が実施可能(団体負担50,000円・助成金150,000円)</p> <p>②団体資金50,000円、10人のスタッフが4回(各回3時間)イベントのために無償で労力を提供した場合 →50,000円×3倍=150,000円 10人×4回×3時間×500円=60,000円 合計210,000円を上限として助成金の申請が可能 →総額260,000円の事業が実施可能(団体負担50,000円・助成金210,000円)</p>
35	<p>■【無報酬で事業に参加する市民の誓約シート】 団体スタッフが自宅で1人で事業周知のためのチラシを作成しました。この場合、労力換算額として計上することはできますか？</p>	<p>計上できません。 無償の労力として計上できるものは、事業に貢献する労力であっても、あらかじめ計画書に記載した複数人が参加する団体主催の催事等に限定しています。 そのため、無償の労力であっても、1人で行った作業等に係る労力は、計上することができませんので御注意ください。</p>
36	<p>■【無報酬で事業に参加する市民の誓約シート】 提出する際には自署または記名押印は必要ですか？</p>	<p>応募申請・交付申請時は不要です。 なお、事業終了後、実績報告書を提出していただく際には自署または記名押印したものの写しを御提出ください。</p>
5 事業の審査について		
項番	質問	回答
37	事業の審査はいつですか？	<p>例年、マッチングファンド応募事業の審査は、2月から3月頃に実施予定です。</p> <p>※日程は変更となる場合があります。</p>
38	審査会場はどこですか？	<p>例年、浦和コミュニティセンターでの実施を予定しています。</p> <p>※会場は変更となる場合があります。</p>
39	第一次審査・第二次審査の様子を傍聴することは可能ですか？	<p>可能です。 審査は公開によって行われます。事前の申込等は不要ですので、当日会場へお越しください。</p>
40	誰が事業の審査を行いますか？	<p>さいたま市市民活動推進委員会です。 市民活動及び協働の推進に関して必要な事項を調査審議するために設置された機関です。</p>
41	さいたま市市民活動推進委員会は、どういった人によって構成されている機関ですか？	<p>公募委員のほか、学識経験者や市民活動団体の代表者などで構成されています。</p>

42	何を審査するのですか？	<p>応募事業について「公益性があるものかどうか」を審査します。</p> <p>公益性…不特定かつ多数の者の利益につながるもの。</p>
43	審査方法は、どのようなものですか。	<p>以下のとおりです。</p> <p>(第一次審査) 委員会は、提出された応募申請資料（事業計画書等）について、7つの審査基準をもとに5段階で評価します。審査員全員の合計点数の高い順に第一次審査を通過とします。</p> <p>(第二次審査) 委員会は、団体による事業に関する公開プレゼンテーションについて、採択・不採択の評価をします。審査員全員の評価をもとに委員会の合議によって採択事業を選考します。</p>
44	第一次審査の審査基準とは何ですか？	<p>審査基準は、①社会貢献性、②発展性、③先進性、④実現可能性、⑤経費の適正性、⑥組織体制、⑦協働の必要性です。</p> <p>詳しくは、募集要項を御覧ください。</p>
45	第二次審査の事業プレゼンテーションは誰が実施しますか？	<p>応募団体の担当者です。</p> <p>そのため、団体の担当者は、第二次審査に出席をお願いします。</p> <p>また、協働のパートナーとなる担当課も立ち会います。</p>
46	プレゼンテーションでは、どんなことを話せばいいですか？	<p>主に以下の内容をお話ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要 ・協働で取り組む意義 ・事業に対する団体の熱意
47	プレゼンテーションの時間は何分ですか？	<p>1事業3分～5分です（応募事業数によって変わります）。</p> <p>短い時間となりますので、端的な説明をお願いします。</p>
48	審査結果は、いつ分かりますか？	<p>審査結果は、3月末頃に文書で通知します。</p>
49	採択される事業数は決まっていますか？	<p>決まっていません。</p> <p>予算の範囲内で、助成可能な事業数を採択します。</p>

6 事業の実施について		
項番	質問	回答
50	いつ頃から事業を開始できますか？	<p>事業の開始は、事業の交付決定通知日以降となります。交付決定の事務手続き等が1か月ほどかかりますので、5月中旬頃から開始する事業が多いです。交付決定通知日より前に経費を支出した場合には、助成の対象外となりますので御注意ください。</p> <p>(スケジュール例)</p> <p>4月中旬頃 事業内容の協議・協定書締結 4月末～5月上旬 交付申請 5月中旬 交付決定・事業開始</p>
51	助成金を事業実施中に請求することは可能ですか？	<p>可能です。 助成金は、原則として、事業終了後に提出していただく実績報告書に基づいて交付します。 ただし、必要経費の立替払いにより資金が不足することが予想される場合は、見積書等により支出金額を確認し、特に必要と認められる場合は、助成金交付予定額の一部を概算交付できます。相手方へ既に支払っているものは概算交付の対象外となりますので、資金不足等が予想される場合は必ず事前に御相談ください。</p>
52	事業実施期間中の事業スケジュールの変更は可能ですか？	<p>可能です。 ただし、事業計画の大幅な変更がある場合には、事業変更承認申請書を提出いただくことがありますので、必ず事前に御相談ください。</p>
53	事業でマップを作成しました。こうした事業の成果物の帰属はどうなりますか？	<p>原則、成果物は団体に帰属します。 担当課と共有する場合は、事業開始前に協定書に規定してください。 また、事業で作成した成果物等は、助成金を証明する資料として、実績報告時に御提出ください。</p>
54	労力換算については、どのように記録しておけばよいですか？	<p>事業の映像や写真等の記録、日時、人数、時間等を必ず記録し、市民へ客観的に説明できるようにしてください。実績報告時にも確認をさせていただきます。</p>

7 実績報告資料について		
項番	質問	回答
55	印刷製本費が予算額を下回り、消耗品費が予算額を上回りました。消耗品費で上回った予算額分を、印刷製本費に流用することはできますか？	流用できません。 助成対象となるのは、交付決定となった各予算項目の上限額までとなります。余った予算項目の助成金を、他の予算項目の助成金に流用することはできません。
56	実績報告時に提出する領収書にはどのような項目の記載が必要ですか？	以下のとおりです。 また、支払いを証する書類（領収書等）のない支出は認められませんので御注意ください。 (領収書記載必須事項) ・宛名（団体名）※団体の正式名称が必要です。 ・金額 ・日付 ・品名 ・領収者
57	商品の購入にあたり、ポイントが加算された場合はどうなりますか？	ポイント分を助成金から差し引きます。 実績報告書提出時には、ポイント加算の可否が確認できる資料を御提出ください。
8 助成終了後について		
項番	質問	回答
58	助成終了後に、団体の自主事業として、事業の継続を希望しています。助成事業で作成したのぼりを、使用することは可能ですか？	可能です。 ただし、マッチングファンド助成事業を継続して実施しているものに限りです。また、のぼりに協働実施した担当課名の記載がある等の場合は、協働の有無に関わらず、使用について担当課に御相談ください。
59	助成終了後に、団体の自主事業として、事業の継続を希望しています。協働の担当課とも引き続き、協働を続けることは可能ですか？	可能です。 事業目標が未達成で協働の継続が必要でしたら、ぜひ団体内で御検討いただき、市民協働推進課または協働のパートナー課に御相談ください。
60	助成金に頼らず事業の継続を目指すにあたって、資金調達の方法はどのような方法がありますか？	市民活動団体の一般的な資金調達は、次のような方法があると言われてしています。 ・団体内における会費の徴収 ・寄付・協賛金の募集 ・事業の収益 ・委託事業の受託 ・助成金や補助金 なお、本市市民活動サポートセンターでは、資金調達に関することなど市民活動団体に必要な知識を学べるセミナーを開催しています。詳しくは、本市市民活動サポートセンターウェブサイト「さポット」 (URL: https://www.saitamacity-support.jp/subsidy/) を御覧ください。